

税金の免除に関するお知らせ

技能実習生は、原則として、賃金から所得税（国税）と住民税（地方税）を天引きされますが、出身国と日本国との間で租税条約が締結されている場合は、これらの税が免除されることがあります。

● 租税条約による所得税の免除を受けようとする場合

租税条約に関する届出書（様式8）（添付書類を含みます。）を賃金の支払者（実習実施者）を経由して税務署に提出する必要があります。詳しくは、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。か、最寄りの税務署にお問い合わせください。

● 租税条約による住民税の免除を受けようとする場合

租税条約に関する届出書などを地方公共団体に提出する必要があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

（参考） 租税条約の概要

国名	租税条約の概要
ベトナム	原則どおり課税
中国	生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得は免税
フィリピン	年間 1500 米ドルを超えないものは免税（3年間に限ります）（所得税に限る。）
インドネシア	年間 60 万円を超えないものは免税（5年間に限ります）
タイ	5年を超えない期間内の実習に係る所得は免税（その所得が生計及び教育に必要な収入を構成する場合に限ります）（所得税に限る。）
スリランカ	年間 36 万円を超えないものは免税（所得税に限る。）

※1 ミャンマー、カンボジア、モンゴル及びラオス等とは、租税条約を締結していません。

※2 この租税条約の概要は、技能実習生に係る在留外国人数が多い国について、国内の実習実施者から支払われる賃金の課税関係の概要を記載したものです。

2019年8月